

案

松山地域の農業の振興に関する計画

策定	平成27年	7月27日
変更	平成29年	3月10日
変更	令和3年	8月2日
変更	令和5年	11月7日
変更	令和	年 月 日

1 趣旨（目的又は背景）

本市の市街化調整区域及び市街化区域の一部地域は、国営かんがい排水事業の受益地となっており、これらの受益地は特に優良農地として確保されるべきものである。しかしながら、市街地周辺で長期にわたり実施されている農業用排水施設の設置又は変更の事業に係る受益地において、一切の農用地区域の除外を認めないことは、次代を担う後継者の生活拠点等が確保できないなど将来の農業情勢に的確に対応できず、かえって農業の振興を阻害することに繋がってしまう。

このため、農業後継者の育成を図る観点から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号の各要件を満たすもので、市として農用地区域から除外する事がやむを得ないと認められるものを、公益性が特に高いと認められる施設用地として位置づけ、地域農業の振興に資する事を目的に本計画を策定する。

2 地域の概要

（1）計画の対象

松山市農業振興地域内とする。

(2) 地域の農業の現状（動向）と課題

松山市は、愛媛県のほぼ中央部に位置し、北西部の瀬戸内に浮かぶ忽那諸島及び高縄山系のすそ野の平野、重信川と石手川により形成された松山平野などから構成されている。北東が山に囲まれ、西は海を挟んで広島・山口県と境を接し、北は今治市、東は東温市、南は松前町、砥部町、久万高原町に接している。また、本市東部は四国山地を背景とし、中山間地帯を経て、さらに沖積層からなる地味肥沃な松山平野へと広がっている。

中山間部では主にかんきつ栽培が行われているが、平坦部では土地利用型農業で、水稻と野菜・施設園芸等を組み合わせた複合経営が展開されている。販売農家戸数は2,641戸、経営耕地面積は2,763haで、その内訳は、田1,012ha、畑233ha、樹園地1,517haで、農家1戸当たり平均経営耕地面積は約97aである。また、農業者の内訳は、主業農家22%、準主業農家11%、副業的農家67%となっている。

このように、比較的経営規模の小さい副業的農家が多数を占めることに加え、農家・非農家の混在化が進み、農業後継者の他産業への就業等、ますます兼業化の傾向が強く、就農意欲のある担い手の育成確保が求められている。また、就業農業者の平均年齢は69.6歳で、愛媛県の平均69.3歳と同等の状態であるが、今後、地域における農業の担い手不足が心配されるところとなっている。

(2020年農林業センサスより)

こうしたことから、担い手不足を解消するため、本市では人・農地プランをはじめとする地域の農業振興施策を積極的に推進し、集落営農組織の設立から集落営農組織の法人化や経営規模拡大を志向する農家への農地利用集積を通じて、「担い手」の確保・育成を図るとともに、地域の条件を活かした、中山間部でのかんきつ栽培や、水田の有効利用などに取り組み、産業としての農業が、持続可能なものとなるよう努めていく必要がある。

(3) 地域の土地利用状況等

松山市の面積は、429.35km²(42,935ha)で、そのうち、市街化区域は7,028.7ha、市街化調整区域は14,418.7haとなっており、市の中心にある市街化区域を取り囲むように農用地区域が形成され、平野部では主に水稻栽培等が営まれ、また山間部ではかんきつ類などの果樹が盛んに栽培されている。また、市域全体のうち、市街化区域及び山林区域を除くほとんどの地域が農業

振興地域（２５，６３５ｈａ）として指定されており、そのうち農用地の面積は８，２１４ｈａとなっている。

（４） 土地改良事業等の実施状況

（別紙１）土地改良事業等の実施状況一覧表のとおり。

（５） 効率的かつ安定的な農業経営の営む者に対する農用地の利用の集積の状況

農業経営に積極的に取組む農業者を中心に、集落営農をリードする農業者の育成・確保を推進するとともに、これら農業者と兼業農家の労働力を合理的に活用できる体制づくりに努める。

また、土地・水利用の面からも集団的取組みが必要であることから、土地利用型の集落営農を推進するため、既存の生産組合、農業機械の共同利用集団及び農作業集団等の組織化に取組むとともに、体制が整ったものについては、効率的かつ安定的な経営体となる法人形態への誘導・支援に努める。

３ 地域の農業の振興方向及び方策等

（１） 地域の特性に応じた農業振興の方向

- ① 当市は、農家と非農家の混住化が進み、農家の後継者不足が深刻となっていることから、今後、認定農業者等を中心に新しい集落営農組織の設立、さらには、集落営農組織の法人化を推進するなど、集落の形態に応じた、多様な担い手の育成・確保を図っていく。
- ② 当市の農業はかんきつを中心とした果樹栽培と稲作が中心であり、これらを主体に施設園芸等の普及を図りつつ、地域農業の振興を推進する。

（２） 振興計画により目指す農業振興の方策

① 意欲ある担い手を確保し育成する

中予地方局農業振興課や松山市農業協同組合・えひめ中央農業協同組合などの関係団体と密接に連携し、新規就農希望者や農業経営の改善に意欲的な農業者に対して、担い手への誘導、農地の集積、就農支援等を行う。また、本市農業の中核的担い手である認定農業者に対しては、新規施策の案内、先進地視察研修、農業経営基盤強化資金利子補給等の支援を行い、意欲ある担い手の確保や育成を図る。

目標 認定農業者の確保

目標達成に必要な施設

農家住宅

分家住宅（概ね10a以上の農業経営者の農業を補助する者の用に供するもの。）

農業用倉庫

農産物直売所（地域の農産物を量的に過半以上使用したものを言う。）

農作物加工施設（地域の農産物を量的に過半以上使用したものを言う。）

② 生産性向上と経営安定化を図る

認定農業者等を中心に大規模経営体の育成、集落営農組織の設立から集落営農組織の法人化を推進するなど、集落の形態に応じた多様な担い手の育成を図る。

また、農業労働力を合理的に活用できる体制の確立と、農地の流動化施策等の活用による経営規模の拡大化・集約化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成強化を目指し、農業委員会等の協力を得つつ、農地の利用調整及び利用権の設定を推進していく。

目標 集落営農組織の育成、農地の集約

目標達成に必要な施設

農家住宅

分家住宅（概ね10a以上の農業経営者の農業を補助する者の用に供するもの。）

農業用倉庫

農産物直売所（地域の農産物を量的に過半以上使用したものを言う。）

農産物加工施設（地域の農産物を量的に過半以上使用したものを言う。）

③ 生産基盤の整備・拡充

優良農地の確保や保全、農道やかんがい排水施設の改修等農業生産基盤を整備する。

目標 優良農地を確保し、農産物の生産量を増やす。

目標達成に必要な施設

農家住宅

分家住宅（概ね10a以上の農業経営者の農業を補助する者の用に供するもの。）

農業用倉庫

農産物直売所（地域の農産物を量的に過半以上使用したものを言う。）

農産物加工施設（地域の農産物を量的に過半以上使用したものを言う。）

（3）市町村整備計画における関連事項

松山農業振興地域整備計画書において、農業振興施策について記述している。

（4）振興計画の達成状況（定期的検証の結果）

振興計画の達成状況は、当該計画に定められた施設において農業振興地域の特性に応じた農業振興が図られていることを確認するため、毎年達成状況を検証し、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の意見を聴くこととする。

また、目標達成が著しく不十分であると認められる施設がある場合は、事業者と調整を図るなど必要な措置を実施する。

4 地域の土地利用の方向

消費者・実需者ニーズに応えた新鮮で安全性の高い農産物を供給し、かつ安全で効率的な農作業を行うため、農地中間管理機構等を通じた基盤整備事業を推進する。また、松山市水田収益力強化ビジョンに掲げる対策を講じることにより、農地の生産性向上を図る。

併せて、土地利用型農業が主となる本市においては、水利用に関するかんがい排水施設の更新整備や、地域の共同活動による地域資源や環

境の保全、質的向上を図る取組にも重点をおくこととする。

そのため、農業の振興とともに、都市的サービスと自然に恵まれたゆとりある生活の両立を可能とする空間や、ライフスタイルの実現を図るため、集落内の非農家、周辺集落、都市住民とも連携した新たなコミュニティづくりや地域の伝統行事の継承など、暮らしの利便性・快適性とともに、地域資源の保全や新たな価値の創造が図られる生活環境の確保に努める。

5 施設の種類の、位置、規模並びに振興計画の要件

(1) 総括表

振興計画による方策	施設番号	施設の種類の	施設の位置	施設の用に供する土地の規模 (㎡)		備考
					うち農用地区域	
生産性向上と経営安定化を図る	H27-1	農家住宅	南高井町 480 番 1	415	415	
生産性向上と経営安定化を図る	H27-2	分家住宅	南高井町 525 番 6	499	499	
生産性向上と経営安定化を図る	H28-1	分家住宅	南高井町 272 番 3	499	499	
生産性向上と経営安定化を図る	R3-1	分家住宅	南高井町 519 番 1 の一部	62	62	
			南高井町 519 番 5 の一部	145	0	一体利用地
生産性向上と経営安定化を図る	R5-1	分家住宅	北梅本町甲 3063 番 1	167	167	
生産性向上と経営安定化を図る	R7-1	農家住宅	高井町 192 番の一部	499	499	

(2) 施設調書

(別紙のとおり)

6 添付資料

(1) 計画の対象区域を示した図面

(2) 計画の対象区域の土地の農用地区域の指定状況を示した図面 (総括図)

(3) 計画の対象区域における土地利用の方向を示した図面

(4) 計画の対象区域内における土地改良事業等の実施状況を示した図面 (総括図)

(5) 計画に定めた施設の位置及びその付近の土地利用の状況を明らかにした図面 (総括図)

(6) 農業委員会の意見書、計画に定めた施設の用に供する土地における当該施設の配置を明らかにした図面等
(施設調書に添付する場合を除く)

(7) その他参考となる図面、書類 (必要に応じて添付)